

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 基準給食施設の承認  
牛の移入禁止区域の指定  
家畜人工授精師の免許  
新に許可す伐採立木材積数量の一部改正  
土地改良区役員の退任及び就任  
県道路線の認定  
県道路線の廃止  
道路の区域の決定  
道路の供用開始

## 告示

### 鳥取県告示第五百二十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基き定められた看護給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第百七十八号）の規定により次の医療機関に対して基準給食の実施を承認した。

昭和三十四年十月六日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	上田病院	所在地	鳥取市東町一七七〇二	承認番号	(食)第二五号	承認年月日	昭和三四、一〇、一	承認対象	全病棟(六九床)	採用点数表	甲
------	------	-----	------------	------	---------	-------	-----------	------	----------	-------	---

### 鳥取県告示第五百二十四号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定により、昭和三十四年十月六日から牛その他の物品の移入を禁止する区域

として宮崎県及び鹿児島県を指定する。

昭和三十四年十月六日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十  
六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を

免許証番号 家畜人工授精師として  
業務を行う家畜の種類

住

所

氏名

第四七八号 豚  
第四七九号 牛

東伯郡赤碓町大字松谷六〇六  
岡山県阿哲郡神郷町大字高瀬一八五一  
東伯郡東伯町大字浦安二七一一

濱口 勝一  
信谷 修三  
種子 長行

鳥取県告示第五百二十六号

昭和三十四年九月鳥取県告示第四百七十五号（新たに  
許可すべき伐採立木材積数量について）の一部を次のよ  
うに改正し、昭和三十四年九月一日から適用する。

昭和三十四年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

した。

昭和三十四年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

林 業 区	制 限				林 業 区
	針 葉 樹	闊 葉 樹	広 葉 樹	雑 樹	
区 別	出 伐 量	出 伐 量	出 伐 量	出 伐 量	出 伐 量
43	1	147	147	1	9,205
44	801	4,123	4,924	9,205	12,921
45	722	625	1,347	12,921	21,915
46	5,781	133	5,914	21,915	70,500
小計	14,754	7,033	21,787	70,500	181,392
合計	99,739	29,468	129,207	181,392	181,392

を

林 業 区	制 限				林 業 区
	針 葉 樹	闊 葉 樹	広 葉 樹	雑 樹	
区 別	出 伐 量	出 伐 量	出 伐 量	出 伐 量	出 伐 量
43	1	263	263	19,284	19,284
44	801	4,123	4,924	9,205	12,921
45	722	625	1,347	12,921	21,915
46	5,781	133	5,914	21,915	89,784
小計	14,754	7,149	21,903	89,784	200,676
合計	99,739	29,584	129,323	200,676	200,676

に改める。

鳥取県告示第五百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八  
条第十項の規定により、大誠土地改良区から次のように  
役員が退任及び就任した旨届出があった。

昭和三十四年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 齊尾 徹 東伯郡大栄町大字下種

理事 梅津 善寿 東伯郡大栄町大字大谷

昭和三十四年五月二十一日総代会において補欠選挙の

結果当選し、五月二十八日就任、任期昭和三十五年四月

二十日まで。

鳥取県告示第五百二十八号

県道路線認定に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定  
に基き、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の  
縦覧に供する。

昭和三十四年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号

路線名

終起

点

重要な経過地

備

考

鳥取県告示第五百二十九号  
 県道路線廃止に関する告示  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
 昭和三十四年十月六日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

10	浜坂若桜	鳥取県八頭郡若桜町	鳥取県八頭郡若桜町大字諸鹿	兵庫県美方郡浜坂町を起点とする。
11	美方若桜	鳥取県八頭郡若桜町	鳥取県八頭郡若桜町大字春米	兵庫県美方郡美方町を起点とする。
12	若桜南光	鳥取県八頭郡若桜町	鳥取県八頭郡若桜町大字吉川	兵庫県佐用郡南光町を終点とする。
整理番号	路線名	終起	点	重要な経過地
194	若桜浜坂	鳥取県八頭郡若桜町大字若桜	鳥取県八頭郡若桜町大字諸鹿	
62	若桜村岡	鳥取県八頭郡若桜町大字若桜	鳥取県八頭郡若桜町大字春米	
63	若桜山崎	鳥取県八頭郡若桜町大字若桜	鳥取県八頭郡若桜町大字吉川江浪峠	

鳥取県告示第五百三十号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。  
 その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木

部道路課において一般の縦覧に供する。  
 昭和三十四年十月六日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	敷地の巾員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
県道	浜坂若桜	鳥取県八頭郡若桜町	大字諸鹿	鳥取県八頭郡若桜町大字若桜(一围)	二、四	一五、二五〇 一級国道を示す。以下同じ。
"	美方若桜	"	"	鳥取県八頭郡若桜町大字春米	三、五、五	九、八三一
"	若桜南光	"	"	鳥取県八頭郡若桜町大字吉川	二、五、五	七、九九二

鳥取県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	浜坂若桜	鳥取県八頭郡若桜町大字諸鹿 大字若桜まで	昭和三十四年十月六日
"	美方若桜	大字春米 大字浅井まで	"
"	若桜南光	大字岩屋堂 大字吉川まで	"

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取県 印刷所